

2018年2月27日

文部科学省初等中等教育局教育課程課 御中

件名:高等学校学習指導要領案について

氏名:NPO 法人 動物実験の廃止を求める会(JAVA)

職業:団体

住所:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29 番 31 号 清桜 404

電話番号:03-5456-9311

意見の分類番号:⑧

意見:

「第9節 理科」の「第1 科学と人間生活」及び「第6 生物基礎」及び「第7 生物」の「3 内容の取扱い」、もしくは、「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の中に、「生体解剖をはじめとした動物の命を犠牲にしたり、苦しめたりする実験は行わないようにすること」「動物の死体を解剖するなど、命あったものの尊厳を踏みにじる実験は避けること」を明記してください。

動物愛護意識が徐々に向上し、また教育現場で命の大切さを教えることの重要性が言われて久しいですが、未だに生徒に動物の解剖実習をさせている高等学校が存在します。

新しい学習指導要領案は、現行のものに比べて観察・実験を重視する内容になっており、これによって、解剖などの実験を実施する高等学校が増えることが懸念されます。

動物の解剖については、その命を犠牲にするだけでなく、下記のような生徒たちにとってのデメリットや様々な問題があり、速やかに廃止すべきと考えます。

- 解剖体験で多くの生徒が傷つき、苦しんでいます
(当会には子どもたちからたくさんの悲痛な訴えが届いています)
- 解剖体験は、生徒の生命倫理観を低下させるなど悪影響を及ぼします
(青少年による凶悪犯罪の前段階に動物虐待や小動物の解剖が行われていたケースが多く判明しています)
- 動物を犠牲にしない代替法があります
- 多くの国では、初等中等教育での生体解剖を禁止しています

新しい学習指導要領案には、現行の学習指導要領にも記されていた「生命を尊重する態度の育成を図ること」の記述が引き継がれていることを大変歓迎しております。これを実現させるためにも、冒頭の動物(死体を含む)を用いた実験を行わないようにする内容を明記してくださいますようお願いいたします。

なお、パブリックコメントの募集が行われない「解説」についても、「カイコガやダンゴムシなどを用いて、(略)」(121ページ)、「生きている生物を教材とする場合には、(略)」(126ページ)、「遺伝子組換え実験や動物を用いた実験を行う際には、(略)」(128ページ)といった、「動物を用いた実験」を学習方法の一つとする記述はなくし、「動物の解剖、その他動物を用いた実験(ともに死体を含む)は、望ましくない」という一文を加えてくださいますようお願いいたします。

以上